

## トランプ大統領、就任直後から多数の大統領令等に署名

1月20日の就任直後から2週間が経過し、トランプ政権が本格始動している。この間、トランプ大統領は精力的に、かつ米国内外で話題をさらう政策遂行のスタートを切った。具体的には多数の大統領令 (Executive Order) と大統領覚書 (Presidential Memorandum) に署名しており、その中身・内容が米国内外で大きな関心と呼ぶと共に、後述のとおり、中には極めて大きな波紋を生じさせているものもある。本稿執筆時点では、ホワイトハウスのホームページを確認すると、大統領令が7、大統領覚書が11となっており、その嚆矢は就任初日に署名したオバマケア見直しのための大統領令である。1月23日には、わが国でも大きな話題となった、Trans-Pacific Partnership (TPP) からの離脱を表明した大統領覚書が署名・発表された。

ちなみに、大統領令も大統領覚書も、法律では無く、共に大統領による行政府に対する拘束力を持つ命令・指示であるという。その使い分けは、時の大統領によっても違いがあるが、トランプ大統領に関しては、より具体的な内容・性質を持つものに関しては大統領令、まずは方針として明示しておく性質を有するものには大統領覚書が使われているようにも見える。

ここまでに署名された計18の大統領令・覚書を見ると、オバマケア見直し、TPP離脱を始め、従来からトランプ大統領が基本政策方針として掲げてきた内容に沿ったものが目につく。1月25日の国境警備の強化 (メキシコ国境の壁) に関する大統領令、1月27日の米軍再建に関する大統領覚書、1月28日の「Islamic State of Iraq and Syria」打倒に関する大統領覚書、などがそれに当たる。しかし、米国内外で最も大きな波紋を呼んだのは、1月27日の外国テロリストの米国入国防止に関する大統領令であろう。

この大統領令は、イラン、イラク、シリア、イエメン、リビア、スーダン、ソマリアの中東・アフリカ7カ国の国籍保有者の米国入国を当座90日に亘り禁止し、シリア難民の受け入れも拒否する内容となっている。この大統領令署名で、効力が即発効したため、米国各地の空港で、大統領令に該当する国籍保有者の入国が認められず、一部では拘束者が発生し、また、航空各社が送還の可能性のある乗客の米国行きフライトへの搭乗を拒否するなど、混乱が広まった。他方、この事態を受けて、人道的な見地や自由・平等などの米国の「価値観」に反するものとして、この大統領令に対する抗議活動や懸念の声が米国内外で急速に高まるなどの動きも顕在化している。米国政府組織内でも批判的な声上がり、その中で、イエーツ司法省長官代行は大統領令に従わないよう、司法省に指示を出したとされ、すぐさま解任された。

この政策に対し、国際的な非難・懸念の声も上がっている。例えば、1月30日には、グテーレス国連事務総長がこの措置の速やかな撤回を求める発言を行った。また、「入国禁止」の対象となった国の反発は強く、中でもイランは報復措置として米国人のイラン入国禁止

を発表するなど、両国関係の悪化が避けられない状況となっている。米国内外で懸念・批判の声が上がるこの政策だが、各種世論調査では米国内では賛成派が反対派を上回っているのが実態でもある（ロイター調査によれば、賛成49%：反対41%）。この問題の複雑さ、根の深さが窺われよう。

エネルギー政策に関する重要な大統領令・覚書も署名された。1月24日には、①カナダのオイルサンドをメキシコ湾岸まで輸送する **Keystone XL** パイプラインの建設許可申請について、国務省に迅速な審査を求め、60日以内に可否を判断するよう指示する大統領覚書、②ノースダコタ州のシェールオイルをイリノイ州まで輸送する **Dakota Access** パイプラインについて、陸軍長官に対して（陸軍工兵隊が河川横断部分の建設許可権限を有しているため）凍結している工事部分の再開を速やかに承認するよう指示する大統領覚書、③商務長官に対して、今後建設される米国内パイプラインには可能な限り米国産素材・機器が使用されるよう、180日以内に戦略策定を指示する大統領覚書、④大統領府の環境評議会議長に対して、今後提出されるインフラ計画が重要インフラに該当するかどうか、30日以内に判断し、該当案件への迅速な審査を指示する大統領令、の4つが相次いで署名された。

いずれも、かねてからトランプ大統領が重要視してきた基本的な政策スタンスに沿った内容で、それをより具体的に指示・命令したものである。オバマ政権下で、環境保全上の懸念等から、建設許可が下りなかった①②のパイプラインに関して、関係部局に速やかな審査を求め、基本的には建設に前向きな方向性が打ち出されることとなった。実際に建設許可が下り、実現されれば、国産石油の増産、隣接するカナダからの石油供給拡大、それによって、中南米・中東産原油の輸入代替と輸入源多様化等のエネルギー安全保障上の効果が期待されている。「**Energy Independence**」や「**Energy Dominance**」への貢献も期待の中に含まれよう。さらに、パイプライン建設は、地元を中心に雇用の創出や景気刺激策としても効用が生まれる。これをさらに後押しするのが、③と④であり、とりわけ③は、米国の産業・製造業への支援とそれを通じた雇用創出効果も期待されていると言える。まさに、就任演説で強調した「バイ・アメリカン、ハイヤー・アメリカン」をそのまま実現するための政策内容となっているのである。

なお、大統領令等ではないが、就任直後にホワイトハウスのホームページには、「**America First Energy Plan**」が掲載され、従来から主張してきたエネルギー・環境政策の重点が列挙された。その中には、前オバマ大統領が策定した **Climate Action Plan** を廃止することを明示する等の注目すべき内容も含まれている。

このように、就任後の2週間で、大統領選挙戦以来、基本方針として掲げてきた政策内容が徐々に、より具体的な形を取るようになってきている。メキシコ国境の壁、テロリスト入国阻止、オバマケア見直し、TPP 離脱、インフラ整備推進、シェールなど石油・ガス開発促進等、重要政策として位置付けてきたものの具体化を図るか、あるいは重要性の再確認を行うかが進められている。トランプ大統領の主張には、過激なキャンペーンレトリックで公約として実現することの困難さが指摘される内容もあると言われてきたが、今後ますます新大統領の取組みの本気度やどの分野に優先度が置かれているか、が実際の政策遂行から見えてくることになるだろう。今後の動向が大いに注目される場所である。

以上